

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年10月23日開催 日本投資顧問業協会]

1. 金融行政方針の公表について

- 金融庁は、2024 事務年度一年間の方針や重点課題を示した金融行政方針を 2024 年 8 月 30 日に、金融行政方針に関する具体的な施策をまとめた「実績と作業計画」を同年 9 月 27 日に公表した。
- 詳細は金融行政方針をご覧くださいと思うが、金融庁としては、
 - ・ これまで取り組んできた資産運用立国の実現に向けた施策等を着実に進めるとともに、
 - ・ 社会・経済環境の変化にも柔軟に対応し、金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能の確保等を図っていくとの方針を示している。
- 金融庁としては、金融行政方針を端緒として、皆様と課題認識等を共有し、建設的な対話を行いたいと考えている。金融庁では、本方針等に関する説明会を各地域で開催中であり、本方針の内容でご不明な点、ご懸念の点、ご提言したい点があれば、遠慮なくお問合せいただきたい。

2. Japan Weeks について

- 2024 年 9 月 30 日から 10 月 4 日をコアウィークとして Japan Weeks 2024（ジャパン・ウィークス 2024）を開催した。2024 年は、2023 年の 25 件を大幅に上回る 70 件のイベントが開催され、非常に盛況であった。イベントの準備・実施やプロモーション等にご協力いただいた方々に感謝申し上げます。
- 特に全国証券大会及び資産運用フォーラムにおいては、石破総理及び加藤金融担当大臣から、「「資産運用立国」の政策をしっかりと引き継ぎ、更に強力に発展させるとともに、これに加え、地方への投資を含め、内外からの投資を引き出す「投資大国の実現」を経済政策の大きな柱の 1 つとしている。」とのメッセージを頂いた。

- 具体的に、金融分野に関連しては、
 - ・ より幅広い層の家計（中間層以下）が長期安定的な資産形成を実現する
 - ・ 企業の統治・経営の改革を強化して、持続的・構造的な賃上げと投資を促進する
 - ・ まだ十分に発達の余地がある分野への資金供給（地方創生、社会課題解決に向けた投融資やスタートアップ投資等）を促進する
 - ・ このため、適切な資金供給と投資成果の家計への適切な還元がなされるよう、企業や経済活動と家計を橋渡しする資産運用業や年金等のアセットオーナーの強化を図る
- ことを促進していく方針であることを発表した。
- 本イベントにおいて、重要なことは、イベント数、集客数というより、如何に、活発に行われた議論や様々な方からいただいた有意義なご意見等を、資産運用立国、投資大国への取組に適切に反映できるかどうかと考えている。そういう意味で、しっかりとフォローアップしてまいりたい。金融機関の方々には、引き続きの連携・協力をお願いしたい。

3. アセットオーナー・プリンシプルについて

- アセットオーナーが受益者等のために運用する責任を果たす上で必要と考えられる共通の原則を定めた「アセットオーナー・プリンシプル」が、パブリックコメントを経て、内閣官房において 2024 年 8 月 28 日に策定・公表された。
- 各社におかれては、企業年金や学校法人等、様々なアセットオーナーの運用をサポートされる立場から、各アセットオーナーがフィデューシャリー・デューティーを果たせるよう、プリンシプルの趣旨を踏まえた支援をお願いしたい。
- また、確定給付企業年金を有する各社におかれては、企業年金として、アセットオーナーの立場からプリンシプルの受入れをご検討いただきたい。

4. サステナブルファイナンスの取組について

- サステナブルファイナンス有識者会議では、2024 年 7 月には、「サステナブルファイナンス有識者会議第四次報告書」を公表した。
- 中でも、投資として一定の投資収益の確保を図りつつ、社会・環境的效果（インパクト）の実現を目指す「インパクト投資」は、社会・環境課題の解決に資する技術開発や事業革新に取り組む企業を支援する上で、重要な役割を果たすと考えている。
- インパクト投資の手法を確立し、広めるため、官民の幅広い関係者が参画する「インパクトコンソーシアム」を立ち上げ、議論を進めているところ、皆様には、是非関心をもって頂き、コンソーシアムへの参加も含め、積極的に関与頂くことを期待したい。
- 多様な投資家がサステナビリティ投資市場に参入しやすくするため、関係者と GX・サステナビリティ投資商品のあり方について対話を実施し、2024 年 7 月に「対話から得られた示唆」を公表した。
- こうした取組を踏まえ、今後、サステナブルファイナンス有識者会議において、投資家の特性等を踏まえた具体的な投資機会のあり方等について議論を行い、サステナビリティ投資の基本的意義・効果を実感できる機会や情報を投資家へ提供していく。皆様からも今後、ご意見をいただければ幸い。

5. IOSCO 年次総会の開催

- 2024 年 5 月 26 日から 28 日にかけて、IOSCO（証券監督者国際機構）の年次総会がギリシャ・アテネで開催された。今回の IOSCO 年次総会においては、サステナブルファイナンスやフィンテック、NBF I など多岐にわたって議論が行われた。その中でも特に日本投資顧問業協会と関係が深い、OEF（オープンエンド型ファンド）の流動性リスク管理の議論について紹介したい。
- 2020 年 3 月のコロナショックに伴う金融市場の混乱を受け、FSB や IOSCO では NBF I セクターの強靱性の強化に向けた作業が行われている。その一環として、2023 年 12 月 20 日に、FSB からは「オープンエンド型ファンドにおける流動性ミスマッチがもたらす構造的脆弱性への対応にかかる政策提

言（改正版）」が、IOSCO からは「希釈化防止のための流動性管理ツール：『集団投資スキームの流動性リスク管理に関する提言』の有効な実施のためのガイダンス」と題する報告書がそれぞれ公表された。

- FSB は、メンバー法域における、OEF の構造的な流動性ミスマッチに対処するためのリスク管理の整備状況につき、2026 年末までにストックテイクを行うこととされている。投資信託協会では、本件への対応につき、すでに検討部会を設置して議論を重ねていると承知しているが、日本投資顧問業協会におかれてもしっかりとした対応を改めてお願いしたい。
- なお、金融庁の有泉金融国際審議官は 2022 年 10 月から IOSCO の代表理事会副議長に就任しているが、今回の年次総会において副議長に再任された。金融庁としては引き続き IOSCO において積極的に議論に貢献していく。

6. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表について

- 金融庁では、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択した金融事業者を掲載した「金融事業者リスト」を定期的に更新・公表している。今般（2024 年 9 月 27 日）、最新版を公表した（1,049 事業者を掲載）。

※ なお、プロダクトガバナンスの補充原則を追加する「顧客本位の業務運営に関する原則（2024 年 9 月 26 日）」の改訂を踏まえた報告受付については、2025 年以降に案内予定。

- 各金融機関が、自ら策定した取引方針の下、主体的に創意工夫を発揮し、ベスト・プラクティスを目指して顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供に向けて取り組んでいただくことを期待する。
金融庁としても、取組方針の営業現場への浸透状況や実践状況等について対話で確認していく予定。

7. 「金融機関等の AI の活用実態等に関するアンケート調査」開始について

- 生成 AI をはじめとする AI は業務効率化や新たな金融サービスの創出等を通じた生産性向上につながることが期待される一方、利用者保護や金融システムの安定・信頼の確保の観点から潜在的なリスクも指摘されている。

- こうした点を踏まえ、金融庁では、金融機関における健全かつ効果的な AI の積極的な利活用を慫慂するため、2024 事務年度中にディスカッション・ペーパーを策定する予定。その前提として、AI の具体的なユースケースや直面している課題を把握するため、2024 年 10 月 3 日、金融庁ウェブサイト（※）において「金融機関等の AI の活用実態等に関するアンケート調査」を開始した。

※ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20241003/ai-survey.html>

- 回答は任意ではあるが、事業者の取組状況や課題認識を踏まえた適切な政策検討を行っていくためにも、是非積極的にご回答いただきたい。頂いた回答は、個社が特定されない形で、ディスカッション・ペーパーにおいて還元させていただく予定であり、今後の AI 関連の取組の参考となれればと考えている。

8. サイバーセキュリティに関するガイドラインについて

- サイバーリスクは、技術の発展や地政学リスクの高まりなどとともに増加しており、トップリスクの一つとして、金融機関において適切に管理していく必要がある。昨今の脅威動向、これまでのモニタリングの実績、国内外の情勢等を踏まえ、先般、サイバーセキュリティに関する新たなガイドライン案について、パブリックコメントに付したところであり、ご意見をいただき感謝申し上げます。
- いただいたご意見への金融庁の考え方及び同ガイドラインを最終化したものを 2024 年 10 月 4 日に公表している。

（注）ガイドラインは同日に適用開始。

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20241004/20241004.html>

- 金融機関等の規模・特性は様々である。このため、ガイドラインにも記載しているとおり、「基本的な対応事項」及び「対応が望ましい事項」のいずれについても、一律の対応を求めるものではなく、金融機関等が、自らを取り巻く事業環境、経営戦略及びリスクの許容度等を踏まえた上で、サイバーセキュリティリスクを特定、評価し、リスクに見合った低減措置を講ずること（いわゆる「リスクベース・アプローチ」を採ること）が必要であると考えている。

- また、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢上の課題への対応には、時間がかかるものもあると考えている。したがって、重要性・緊急性に応じて、優先順位をつけた上で、順次対応していただければと考えている。
- 金融庁としては、金融システム上の重要性・リスクなどを勘案の上、同ガイドラインの運用などを通じて、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の強化を促してまいりたい。

9. 外部委託先管理の強化について

- 昨今、外部委託先に対するサイバー攻撃により、金融機関の顧客情報が漏えいする事案が発生している。
- 委託先におけるインシデントであっても、金融機関が顧客情報管理の責任から逃れられるわけではない。
- 重要な委託先におけるインシデントの原因の検証及び再発防止策の実効性の確保、これらが確保できない際の代替策の検討を含め、委託先管理の有効性・十分性を確認し、必要に応じて改善していただきたい。

10. 投資運用会社及び投資助言・代理業者に対するモニタリングについて

- 2024 年 8 月末に「金融行政方針」の本文を公表し、同年 9 月末にはモニタリングに関する具体的な施策として金融行政方針に関する「実績と作業計画」を公表している。
- 例えば、投資助言・代理業者については、インターネット・SNS 等を利用した広告表示や勧誘行為に関する苦情も寄せられているところ、情報分析を進め、必要に応じて監督上の対応を行うなど、適切に対応していくこととしているので、各事業者においては引き続き適切な業務運営に努めていただきたい。

11. 資産運用立国について

- 資産運用立国に関し、監督部門では、特に「資産運用力の向上やガバナンス改善・体制強化」、「プロダクトガバナンスの確立」、「資産運用業の健全な

発展に向けた組織体制の整備」の3点に取り組んでいる。

- まず、「資産運用力の向上やガバナンス改善・体制強化」に関し、2023年12月に、特に大手金融機関グループに対し、グループ内での資産運用ビジネスの経営戦略の位置付けのほか、運用力やガバナンス改善・体制強化のためのプランの策定・公表を要請した。この結果、現在までに16の金融グループが、創意工夫をこらした独自のプランを公表している。成長と分配の好循環の実現のためには、家計金融資産等の運用を担う資産運用業が国民から信頼される存在になるとともに、その運用力の向上が不可欠であり、金融庁としては、今回プランを公表した金融グループに限らず、各事業者における運用力の向上に向けた取組を把握し、好事例の発信等を通じ、業界全体の取組を後押ししていきたい。
- プロダクトガバナンスについては、これまでも各事業者において取組を進めていただいているものと承知しているが、今後、「プロダクトガバナンスに関する補充原則」を新たに定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の改訂も踏まえて、顧客の最善の利益に適った商品・サービス提供に努めていきたい。
- 資産運用業の健全な発展を後押しするための組織体制を整備することも重要。

2024年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」では、「金融庁において、銀行・保険・証券の監督担当課に並ぶ資産運用担当部署を設置すること」などを通じて「資産運用業が我が国金融業の中で銀行・保険・証券に並ぶ第4の柱となるよう、業界の発展を継続して推進する」とされている。

これを受けて、2024年7月1日付で、資産運用業の監督業務を担う資産運用参事官及び資産運用モニタリング室を証券課から総務課に移管するとともに、資産運用参事官の下に資産運用業の高度化の推進に関する企画・立案を担う資産運用企画室を新たに設置した。

また、日本投資顧問業協会と投資信託協会の統合について、2024年6月に両協会から統合の意義・目的が公表され、統合に向けた具体的な議論が進められているものと承知している。統合により、自主規制機関として、資産運用業界全般を統一的にカバーするとともに、一層の機能強化が図られ、資産運用業界の健全な発展につながるものと考えており、引き続き、統合に向けた建設的な議論をお願いしたい。

12. 投資助言・代理業者に対する行政処分について

- 2024 年 2 月の意見交換会以降、投資助言・代理業者 3 社に対して、行政処分を行っている。金融商品取引業者は、顧客本位の業務運営を徹底し、真に顧客の利益に資する行動が求められているところ、日本投資顧問業協会においては、コンプライアンス研修の実施や会員監査等により会員の法令遵守体制の構築を進めていただいていると承知しているが、引き続き、法令違反行為の発生防止にご協力いただきたい。

13. 相場急変時の対応について

- 2024 年 8 月上旬、株式相場は世界的に大幅な下落の連鎖が起きた。こうした相場の急変時には、特に丁寧な顧客対応が必要と考えられる。一部の事業者においては、長期的な視点を持ち、市場変動の際も冷静に判断を行うことの重要性等を顧客に対して丁寧に説明されたと承知している。各事業者におかれては、顧客が長期・積立・分散により安定的な資産形成を実現できるよう、適時適切な情報の発信やアドバイスをお願いしたい。

14. 「国民を詐欺から守るための総合対策」について

- 2023 年下半年期以降、投資家や著名人に成りすました SNS 上の「偽広告」等によって被害者を誘い込み、SNS 上のやり取りで信用させ、金銭をだまし取る手口の詐欺等の被害が急増したことを受け、2024 年 6 月に、政府において「国民を詐欺から守るための総合対策」が取りまとめられた。
- 総合対策の施策の一つとして、事業者団体等における偽広告等への適正な対応の推進が求められており、具体的には、日本投資顧問業協会を始めとする金融関係事業者団体において、横断的に、偽広告等に関する情報収集や注意喚起を行うとともに、自らになりすました偽広告等を発見した場合などには積極的な削除要請を行うことが求められている。
- これまで、日本投資顧問業協会をはじめとする金融関係事業者団体の皆様と、本施策の具体的な取組内容について、事務的にご相談を重ねさせていただき、2024 年 9 月、日本投資顧問業協会及び協会会員等に対し、自らになりすました偽広告等に関する情報収集や注意喚起、偽広告等の積極的な削除

要請の実施、並びにその結果について金融庁への報告を求める要請文を発出
させていただいた。

- 投資詐欺被害の防止に向けて政府一体となって取り組んでいるところ、日
本投資顧問業協会及び協会会員等におかれても、要請文に沿った対応につい
て、ご協力をお願いしたい。

(以 上)